

# 守口市立八雲小学校いじめ防止基本方針

いじめは、将来にわたり子どもの内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、重大な人権問題である。いじめを絶対に許さない姿勢を全教職員が共有し、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめの発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することにもつながる。

学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にするとともに、いじめをしない、許さないという道徳性を培っていくことが大切である。更に教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観・指導観に立ち、指導することが重要となる。本校の教育目標は「健康で 心豊かに たくましく 生きる子」であり、重点目標として人権教育の推進を掲げ、いじめのない学校環境を作ることに取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもと、ここに守口市立八雲小学校いじめ防止基本方針を定める。

## 1. いじめの定義

いじめは、以下のように定義される。

「児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。」

（同第3条）

## 2. いじめ防止のための組織

(1) 名称 「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、生活指導担当、各学年代表、養護教諭、  
支援教育コーディネーター、人権教育担当、SSW、スクールカウンセラー

(3) 役割

- |               |                   |         |
|---------------|-------------------|---------|
| ・学校いじめ基本方針の策定 | ・いじめ未然防止          | ・いじめの対応 |
| ・年間計画の企画と実施   | ・教職員の資質向上のための校内研修 |         |
| ・年間計画進捗のチェック  | ・学校いじめ防止基本方針の見直し  |         |

### 3.年間計画

八雲小学校 いじめ防止対策年間計画				
	低学年	中学年	高学年	学校全体
5月	保護者へのいじめ防止基本方針周知 児童への相談窓口周知 生活アンケート実施	保護者へのいじめ防止基本方針周知 児童への相談窓口周知 生活アンケート実施	保護者へのいじめ防止基本方針周知 児童への相談窓口周知 生活アンケート実施	ケース会議（毎月1回）
6月	(1回/月)	(1回/月)	(1回/月)	ケース会議（1回/月）
7月	個人懇談（保護者との情報共有）	個人懇談（保護者との情報共有）	個人懇談（保護者との情報共有）	
9月				ブロック生指研 ブロック人権
10月				
11月			林間学舎 修学旅行	
12月	個人懇談 （保護者との情報共有）	個人懇談 （保護者との情報共有）	個人懇談 （保護者との情報共有）	
1月				学校教育診断実施
2月				いじめ防止対策委員会
3月				

※ いじめ防止対策委員会の開催が臨時で必要な場合は管理職が招集する。

#### 4.いじめの未然防止

##### (1) 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、徹底して人権を尊重する環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する理解及び人権感覚を育む取り組みをすべての教育活動のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を想像する力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

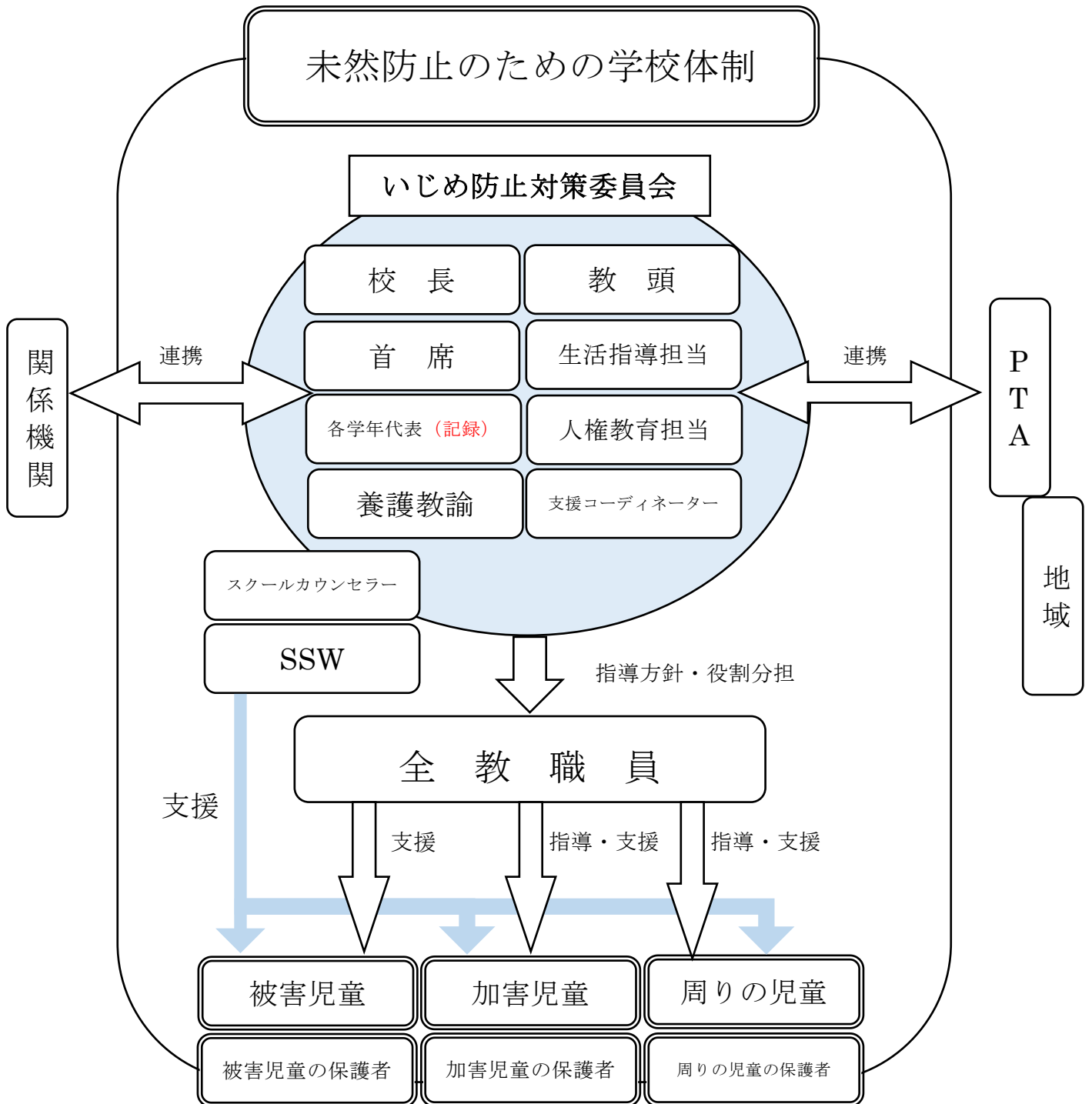
##### (2) いじめの防止・早期発見

すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、主体的に規律正しく授業や行事に参加できる学校づくりをすすめていくことが未然防止の基本である。また、居場所づくりや仲間づくりを軸に、児童自らが互いを認め合える人間関係・学校風土を作りだし、集団の一員としての自覚をもち、自己有用感を高められるよう取り組む。

異学年が交流できる学校行事等を絶好の機会ととらえ、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

- ・すべての児童に対して、授業や行事の中で活躍できる場を設定していく。
- ・教職員で児童の変化や活躍を共有する。

- ・いじめに関するアンケートは複数の教職員で確認した上で学校いじめ対策組織において情報を集約した後に全教職員で共有する。
- ・日常の観察等により、実態把握を行う。
- ・保護者と連携して、児童を見守る。
- ・地域と連携して、児童を見守る。
- ・相談体制を広く周知する。



## 5. いじめに対する考え方

### (1) 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

児童や保護者への具体的な対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

### (2) いじめ発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。
- ② 教職員は一人で抱え込まず、速やかに同学年教員に連絡し管理職、生活指導担当者等に報告し、いじめ防止対策委員会と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。まずは被害児童生徒やその保護者に対し、聴き取り調査の事項、対象や方法を伝えるとともに、その結果報告に当たっては被害児童生徒やその保護者の意向を尊重する。
- ③ 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- ④ 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- ⑤ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### (3) いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ防止対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラー等の協力を得て対応を行う。

### (4) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- ① 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聞き取りを行う。いじめに関わったとされる児童からの聞き取りにあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

- ② 事実関係を聞き取りした後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ③ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのためにまず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。  
「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。
- ② いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。  
そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラー等とも連携する。

## 教育相談

市教育センター  
06-6997-0703

連携



- ・守口市子育て世代包括支援センター「あえる」  
06-6995-7833
- ・守口市市民保健センター 06-6992-2217
- ・大阪府中央子ども家庭センター 072-828-0161
- ・大阪府教育委員会「すこやか教育相談」  
(子)06-6607-7361 (保護者)06-6607-7362  
(教職員)06-6607-7363
- ・すこやか教育相談24 0120-0-78310
- ・子ども家庭相談室(子) 0120-928-704
- ・子ども家庭相談室(保護者) 06-4394-8754

■相談窓口

- ・いじめホットライン(子ども) 06-6992-0177
- ・電話教育相談(保護者) 06-6992-6346
- ・メール教育相談(子ども・保護者)【24時間送信可】  
【メールアドレス:soudan@moriguchi-osk.ed.jp】
- ・LINE教育相談(子ども)【24時間送信可】  
【アカウント名:守口市LINE教育相談・ID@kef2467j】

■時間

平日9時～17時30分【土日祝、年末年始は除く】

## 学校における生徒指導の体制

※問題行動の例を基に、教育的見地から、どのレベルとして指導するのが適切かを判断します。

(□いじめ、◇その他問題行動)

問題行動の【レベルⅠ】→担任・学年教員が、注意・指導を行います。

□ことばによるからかい □無視 □攻撃的な言動(荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い等)

◇無断欠席・遅刻 ◇反抗的な言動 ◇服装・頭髪違反 ◇授業をさぼる ◇学校施設の無許可使用 等

※指導後にも改善が見られず同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅡの対応を行う。

問題行動の【レベルⅡ】→管理職・生徒指導部が、保護者を交えて指導・改善を行います。

□仲間はずれ □悪口・陰口、軽度の暴言 ◇攻撃的な言動 ◇軽微な賭けごと ◇軽微な授業妨害

◇軽微な器物損壊 ◇授業をさぼって校内でたむろ

※いじめについては、加害・被害児童生徒の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に見て、レベルを判断する。

※指導後にも改善が見られず同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅢの対応を行う。

問題行動の【レベルⅢ】→学校が、関係機関と連携して校内での指導を行います。

□暴言・誹謗中傷行為(人権を侵害するような書き込み、集団による誹謗中傷等、態様が悪質で被害が大きいもの) □脅迫・強要行為(態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの)

□暴力(殴る・蹴る等態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルⅣの暴力にあたらぬもの) ◇喫煙

◇軽微な窃盗行為 ◇悪質な賭けごと ◇著しい授業妨害や器物損壊 ◇バイクの無免許運転等

※指導後にも改善が見られず同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅣの対応を行う。

問題行動の【レベルⅣ】→教育委員会が、関係機関と連携して校外での指導を行います。

□重い暴力・傷害行為 □重い脅迫・強要・恐喝行為(金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルⅤに至らないもの)

◇危険物の所持 ◇違法薬物の所持・販売行為 ◇窃盗行為 ◇痴漢行為 等

※指導後にも改善が見られず同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅤの対応を行うこととする。

問題行動の【レベルⅤ】→学校・教育委員会から警察・福祉機関等へ、対応の主体が移ります。

□極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為(態様・被害の程度・背景事情を考慮する)

◇凶器の所持 ◇放火、強制わいせつ、強盗 等